

吸収分割に関する事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026年 9 月 1 日

京セラ株式会社

2026 年 9 月 1 日

吸収分割に関する事前開示事項

京セラ株式会社
代表取締役社長 作島 史朗

京セラ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2026 年 7 月 31 日に、ケミカルソリューション準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2026 年 10 月 30 日を効力発生日として、分割会社が運営するケミカル事業に関する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本件分割に際し、承継会社は、分割会社に対し、分割対価である金銭等の交付を一切行いませんが、本件分割の効力発生日において、承継会社は分割会社の完全子会社であることから相当であると判断しています。
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
分割会社は会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
5. 承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 分割会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

ア. 自己株式の取得

分割会社は、2026年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得を決議しました。

- | | |
|------------------|---|
| (i) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (ii) 取得する株式の総数 | 156,544,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合11.88%） |
| (iii) 株式の取得価額の総額 | 250,000,000,000円（上限） |
| (iv) 取得期間 | 2026年5月1日から2027年3月24日まで |
| (v) 取得方法 | 市場買付け

①東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

②自己株式取得に係る委託契約に基づく市場買付け |

イ. 自己株式の消却

分割会社は、2026年4月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の消却を決議しました。

- | | |
|----------------|---|
| (i) 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| (ii) 消却する株式の総数 | 91,373,500株

（消却前の発行済株式総数に対する割合6.05%） |
| (iii) 消却予定日 | 2026年5月29日 |

ウ. 剰余金の配当

分割会社は、2026年4月30日開催の取締役会において、剰余金の配当について、以下のとおり決議しました。

(i) 基準日	2026年3月31日
(ii) 1株当たり配当金	27円00銭
(iii) 配当金総額	35,570,000,000円
(iv) 効力発生日	2026年6月26日
(v) 配当原資	利益剰余金

エ. KDDI株式会社による自己株式の公開買付けへの応募

分割会社は、2026年5月12日、KDDI株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が同日開催のKDDI取締役会において決議した自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に、分割会社が所有するKDDI普通株式の一部に応募することを以下のとおり決定しました。

(i) 応募予定株式数	普通株式53,763,400株
(ii) 買付価格	1株につき2,325円
(iii) 売却予定総額	124,999,905,000円
(iv) 本公開買付け開始公告日	2026年5月13日
(v) 本公開買付けに係る買付等の期間	2026年5月13日から2026年6月9日まで
(vi) 決済の開始日	2026年7月1日

オ. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

分割会社は、2026年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しました。

(i) 割当日又は払込期日	2026年7月24日
(ii) 処分する株式の種類及び数	普通株式61,857株
(iii) 処分価額	1株につき3,517円
(iv) 処分総額	217,551,069円
(v) 割当予定先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員の合計31名
(vi) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込

みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

分割会社及び承継会社のいずれの会社についても、本件分割の効力発生日以後の資産の額が負債の額を上回る見込みであります。

また、本件分割の効力発生日以後の分割会社及び承継会社の資産及び負債の状態について、分割会社の債務及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに、分割会社及び承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、本件分割の効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みはあるものと考えます。

以 上



吸収分割契約書

京セラ株式会社（以下「分割会社」という。）及びケミカルソリューション準備株式会社（以下「承継会社」といい、分割会社及び承継会社を個別に「各当事者」といい、併せて「両当事者」と総称する。）は、分割会社が営む、郡山工場、川崎工場、真岡事業所を拠点とする、国内のケミカル事業のうち、封止材及びペースト・レジン・その他に関する事業、並びに KYOCERA (Wuxi) Electronic Materials Co., Ltd.（以下「KWEM」という。）が営むペースト・レジン・その他に関する事業（但し、これらの事業に関する売主の営業拠点及び売主の国外子会社が有する販売活動に関する営業権、並びに、別紙「承継対象太陽光発電施設」記載の郡山工場に所在する太陽光発電施設を含み、売主が使用している IT システムのうち、当該事業以外の事業と共用している IT システム、並びに、郡山工場に所在する太陽光発電による発電事業及び売電事業（別紙「承継対象太陽光発電施設」記載の太陽光発電施設は除く。）含まない。以下総称して「本対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 吸収分割

分割会社は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第 5 条に定義される。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、本承継対象権利義務（第 4 条第 1 項に定義される。以下同じ。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条 当事会社の商号及び住所

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号： 京セラ株式会社

本店： 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

(2) 承継会社

商号： ケミカルソリューション準備株式会社

本店： 東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号

第3条 本吸収分割に際して交付する対価に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継会社が第 1 条に基づき承継する

承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第4条 本吸収分割により承継する権利義務

1. 本吸収分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「本承継対象権利義務明細」に定めるとおりとする。但し、法令によって、本吸収分割により承継することができない権利義務は除く。
2. 承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する債務については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、分割会社は、本効力発生日以降、承継会社が本吸収分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責を免れるものとする。
3. 第1項により承継会社が承継する本承継対象権利義務のうち、会社法第759条第2項の規定により両当事者の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務は、両当事者間においては、承継会社の最終的な負担とする。かかる場合において、分割会社が弁済その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担額を求償することができる。
4. 両当事者は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、折半により負担する。但し、本承継対象権利義務のうち本契約書締結日時点において法令等に基づく登記、登録、通知、承諾その他の手続がなされていないものについては、この限りではなく、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、分割会社の負担とする。

第5条 本吸収分割の効力発生日

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月30日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、両当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条 吸収分割契約の承認

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

2. 承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第7条 誤入金等の精算

本効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。

- (1) 相手方当事者が自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合：
当該受領額
- (2) 自らが相手方当事者の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合：
当該負担額

第8条 競業避止義務

分割会社は、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条 本契約の解除・変更

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合又は本契約の目的の達成が困難となった場合、両当事者は、相互に協議し、合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 誠実協議

両当事者は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関する疑義が生じた場合、相互に誠実に協議の上、これを解決するよう努める。

(以下、余白)

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 7 月 31 日

分割会社： 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地
京セラ株式会社
代表取締役社長 作島 史朗



承継会社： 東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号
ケミカルソリューション準備株式会社
代表取締役社長 櫻井 一慶



別紙

承継対象太陽光発電施設

下記図②及び③の太陽光発電施設。



別紙

本承継対象権利義務明細

分割会社は、本吸収分割により、承継会社に対し、本効力発生日の直前時における、分割会社の本対象事業に属する下記の資産、負債、契約その他の権利義務を承継させる。

1. 承継する資産

以下に掲げる分割会社の本対象事業のみに関する流動資産及び固定資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点（以下「基準時点」という。）で、会計上存在するものに限る。

(1) 流動資産

- ① 棚卸資産
- ② その他流動資産（第3項に定める承継対象の契約から生じるものに限る。なお、売掛金、未収入金を除く）

(2) 固定資産

- ① 建物及び構築物
- ② 機械装置
- ③ 土地
- ④ その他有形固定資産（本対象事業のみに属するものに限る。）
- ⑤ 無形固定資産
- ⑥ 前払年金費用（承継会社に従事する従業員のうち基準時点までに分割会社から承継会社へ転籍した者に係るものに限る。）
- ⑦ その他投資資産（第3項に定める承継対象の契約から生じるものに限る。）
- ⑧ KYOCERA (Wuxi) Electronic Materials Co., Ltd. の出資金

2. 承継する負債

分割会社の本対象事業のみに関する一切の負債及び債務（偶発債務、隠れた債務、保証債務、製造物責任又は不法行為から生じる債務を含む。）。但し、基準時点で会計上存在するもの限り、以下に掲げるものを除く。

- (1) 買掛金
- (2) 未払金
- (3) 賞与引当金その他の未払人件費債務
- (4) 設備未払金

3. 承継する契約（後記4.の労働契約を除く。）

分割会社が当事者である契約（労働契約を除く。）のうち、本対象事業のみに関する売買契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的

財産関連契約その他一切の契約（但し、基準時点において有効に存在するものに限る。また、本吸収分割による承継について当該契約の相手方の承諾又は同意が必要な契約に関しては、基準時点において、当該契約の相手方の承諾又は同意が得られている場合に限る。）に係る契約上の地位並びに当該契約に基づき又は関連する一切の権利及び義務。

4. 承継する労働契約

本対象事業に従事する分割会社の従業員と分割会社との間の労働契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務は、承継しない。但し、本対象事業に主として従事する分割会社の従業員であって、労働契約承継法第4条第1項に基づき分割会社に異議を申し出た者との間の労働契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した権利義務は、この限りではない。

5. 承継する知的財産権

分割会社の本対象事業のみに属する特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、特許を受ける権利、意匠登録を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、ライセンス契約に基づく一切権利（ソフトウェアライセンスを含む。）、ノウハウ、営業秘密その他の知的財産権

6. 承継する許認可等

本対象事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち承継可能なもの

以 上

別紙 2 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現預金	1	買掛債務	0
売掛債権	0	未払金等	0
棚卸資産	0	流動負債計	0
流動資産計	1	固定負債計	0
有形固定資産	0	資本金	1
無形資産等	0	資本剰余金	0
固定資産計	0	純資産計	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1